

貝塚市ふるさと応援寄附企画及び管理業務委託企画提案審査実施要領

1. 目的

この要領は、貝塚市ふるさと応援寄附制度において、返礼品を寄附者に迅速かつ確実に送付する業務及び制度や特産品を全国に効果的に情報発信する業務を事業者に委託することにより、地元企業・地域の活性化と貝塚市（以下「市」という。）への寄附額の増加を図ることを目的とする。

2. 選定方式

「貝塚市ふるさと応援寄附企画及び管理業務」を委託するにあたり、必要な知識・理解・価格・創意工夫等の諸条件を総合的に満たす事業者を選定するため、公募型プロポーザルによるものとする。

3. 業務概要

（1）業務名

貝塚市ふるさと応援寄附企画及び管理業務

（2）業務の内容

別紙「貝塚市ふるさと応援寄附企画及び管理業務委託仕様書」のとおり。

（3）履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

（4）委託上限額

寄附金額の7%（消費税及び地方消費税を除く）

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる事業者は、委託業務を的確に遂行するに足りる能力を有するとともに、次に掲げる要件をすべて満たすもの（複数の構成員による共同企業体も可）とする。ただし、共同企業体の構成員は、本委託について別の共同企業体の構成員となること、または、単独でプロポーザルに参加することはできない。なお、共同企業体の構成員の数は最大3とする。

（1）大阪府内に事務所を有すること。（共同企業体の場合は構成員のすべてが大阪府内に事務所を有すること）

（2）市の入札参加資格登録を行っている者である場合は、参加申込書提出時点で市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。

（3）法人税または所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。また、市内事業者については参加申込書提出時点で市税の滞納がないこと。

（4）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

（5）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てがなされていないこと（更正手続開始の決定を受けた者を除く。）。

（6）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていないこと（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）。

（7）私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていないこと。

（8）役員等が、貝塚市暴力団排除条例（平成24年貝塚市条例第23号）第2条に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

5. スケジュール

市のホームページにて実施要領公表・公募開始	令和7年12月15日（月）
質問票提出期限	令和7年12月22日（月）16時まで
参加申込書提出期限	令和7年12月25日（木）16時まで
第一次審査（提案者の選定）及び参加資格審査結果通知	令和8年1月9日（金）までに通知
企画提案書提出期限	令和8年1月14日（水）16時まで
プレゼンテーション	令和8年1月21日（水）
優先交渉権者選定通知	令和8年1月29日（木）までに通知

6. 様式等の入手方法

本件に必要な書類の様式については、貝塚市役所総合政策部政策推進課（庁舎本館2階）で配付する。また、市ホームページに令和7年12月15日（月）から令和8年1月14日（水）まで掲載するので、ダウンロードにより入手すること。なお、郵送等による配付は行わない。

7. 質問及び回答

本業務に関する質問がある場合は、質問票（様式1）により電子メール又はFAXにて提出すること。なお、電子メール又はFAX以外の手段による質問は受け付けない。

（1）受付 令和7年12月15日（月）から令和7年12月22日（月）16時まで（必着）

（2）提出先 「17. 連絡・提出先」宛

※提出の際は、担当者へ電話にて着信の確認を行うこと。

（3）回答 令和7年12月23日（火）16時までに 質問者全員の回答を取りまとめ、同じ回答文を質問者全員へ電子メール又はFAXで回答する。

また、質問者でなかった参加申込者へは、令和7年12月25日（木）17時に電子メール又はFAXで回答書を参考送付する。

8. 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者は、次のとおり申込を行うこと。

（1）提出書類

・法人の場合（※下記エとオはいづれか）

ア	参加申込書（様式2）
イ	事業者の概要（様式3）（同種業務の請負実績がある場合は、契約書の写しを添付すること）
ウ	委託料見積書（様式4）
エ	直近事業年度の法人税申告書（別表及び決算書を含む）の写し1部
オ	非課税法人において直近事業年度の貸借対照表及び損益計算書またはそれらに相当するもの
カ	（全事業者）国税の納税証明書その3の3の写し1部（発行後3ヶ月以内） （市内事業者のみ）市税の滞納がないことの証明書の写し1部（発行後3ヶ月以内）
キ	営業証明書（発行後3ヶ月以内）（写し1部）※営業証明書を発行されていない自治体の場合は、納税証明書、開業届、登記簿謄本、確定申告書のいづれかの写しの代用可。
ク	共同企業体の場合は共同企業体協定書（原本1部）

・個人の場合

ア	参加申込書（様式2）
イ	事業者の概要（様式3）（同種業務の請負実績がある場合は、契約書の写しを添付すること）
ウ	委託料見積書（様式4）
エ	令和6年度の所得税確定申告書（青色申告決算書を含む）の写し1部
オ	（全事業者）国税の納税証明書その3の2の写し1部（発行後3ヶ月以内）
	（市内事業者のみ）市税の滞納がないことの証明書の写し1部（発行後3ヶ月以内）
カ	営業証明書（発行後3ヶ月以内）（写し1部）※営業証明書を発行されていない自治体の場合は、納税証明書、開業届、登記簿謄本、確定申告書のいずれかの写しの代用可。

（2）受付 令和7年12月15日（月）から令和7年12月25日（木）16時まで（必着）

（3）提出先及び方法

【提出先】「17. 連絡・提出先」宛

【提出方法】持参又は郵送（簡易書留で送付すること。）により提出すること。

令和7年12月25日（木）16時必着とする。

※様式4において上限額を上回る提案をした場合、参加申込書を受理しない。

（4）第一次審査（提案者の選定）及び参加資格審査結果の通知

第一次審査は、参加資格を有する申込者の中から、提出書類を基に11選定方法（2）評価基準に定める項目 8 同種業務の請負実績、9 見積額、10 経営の安定性について審査し、合計点の高いものから上位4者を選定し、選定結果を参加申込のあった事業者全員に令和8年1月9日（金）までに通知する。

9. 提案辞退

「貝塚市ふるさと応援寄附企画及び管理業務に係る公募型プロポーザル参加申込書」を提出した事業者が、企画提案を辞退する場合は、「貝塚市ふるさと応援寄附企画及び管理業務に係る公募型プロポーザル参加辞退届」（様式5）を持参又は郵送にて提出すること。

10. 企画提案書の作成及び提出

第一次審査を通過した者は、次のとおり書類を提出すること。

（1）提出書類

表紙を先頭に1～2の順番で綴じること。様式7～8へは事業者の商号又は名称を記載しないこと。

提出書類
企画提案書表紙（様式6）
1 業務の実施体制（様式7）※プレゼンテーション資料となる。
2 企画提案（様式8）※プレゼンテーション資料となる。

（2）企画提案書の作成に係る留意事項

①記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とすること。

②専門用語・略語に関しては、初出の箇所にて定義・説明を記述すること。

- ③文字サイズは11ポイント以上とすること。
- ④様式7に収まらない場合は、別葉を可とするが、様式7を含め総枚数3枚以内とすること。
- ⑤様式8に収まらない場合は、別葉を可とするが、様式8を含め総枚数10枚以内とし、必ずページ番号を記載すること。
- ⑥本件に参加する費用は、すべて企画提案者の負担とし、提出書類は返却しない。
- ⑦企画提案書等提出後の書類の修正及び変更は一切認めない。

(3)著作権の帰属等

企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、市は事業者決定の公表など必要な場合には、企画提案書等の内容を企画提案者の承認を得ずに無償で使用できるものとする。また、提出された書類については、貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例（平成9年貝塚市条例第31号）に基づき、公開されることがある。

(4)提出部数

7部（正本1部、副本6部（複写可））

(5)受付

令和7年12月15日（月）から令和8年1月14日（水）16時まで（必着）

(6)提出先及び方法

【提出先】「17. 連絡・提出先」宛

【提出方法】持参又は郵送（簡易書留で送付すること。）により提出すること。

令和8年1月14日（水）16時必着とする。

11. 選定方法

(1)審査評価方法

貝塚市ふるさと応援寄附企画及び管理業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された企画提案書並びにプレゼンテーション及びヒアリングの実施により、評価基準に基づき審査し、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。

なお、選定委員会は、非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。

(2)評価基準

評価の視点及び配点は次のとおりとし、1～8については5段階評価、9については計算式のとおりとする。

番号	評価の視点	詳細	配点	関連書類番号
1	業務実施に対する基本方針	業務の趣旨を踏まえ、本業務委託の実施に対する基本的な考え方、取組み方針	10	様式7
2	実施体制	委託業務の実施体制	15	
3	企画提案内容	返礼品の提案及び改善策（分析手法も含む）	15	様式8
4		全国に向けたPR、プロモーションの手法	10	
5		情報セキュリティ及び個人情報保護に関する対策	5	
6		返礼品の配送管理、返礼品発送事業者との連携・支援、寄附者からの問い合わせ・苦情処理体制について	10	
7		3~6以外の独自提案	10	
8	同種業務の請負実績	令和4~6年度の3年間の年間平均請負件数（小数点以下四捨五入）、年間平均請負件数10件以上で満点とする	5	様式3
9	見積額	配点×（全提案者中最低見積額）/（当該提案者見積額）	15	様式4
10	経営の安定性	決算書の評価	5	
合計			100	

※同種業務とは、「貝塚市ふるさと応援寄附企画及び管理業務委託仕様書 4 業務内容」に記載する（1）から（3）のいずれかの項目に該当する業務とする。

※9~10については、小数点第3位以下切り捨てとする。

（3）プレゼンテーション

①実施方法

- ・プレゼンテーションの順番は企画提案書の提出順とする。
- ・1事業者につき提案内容説明20分以内とする。ただし、企画提案者の数によっては変動することがある。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書【様式7・8】に基づき行うこととする。パワーポイントを使用し説明を行う場合は、企画書提出時にデータを提出すること。
- ・出席者数は1事業者3名以内（共同企業体の場合も同じ）とし、実際に業務に携わる責任者が必ず出席する。

②実施日・実施場所

- ・実施日 令和8年1月21日（水）
- ・場所 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号 貝塚市役所庁舎内
- ・時間については、各企画提案者に後日通知する。

12. 提案の無効

次のいずれかに該当する事業者の提案は無効とする。

- ・本企画提案に参加する資格がない事業者が提案したとき。
- ・一つの事業者が複数申請したとき。
- ・書類等に虚偽の記載をしたとき。

- ・所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき。
- ・誤字、脱字等により極端に意思表示が不明確であるとき。
- ・優先交渉権者を選定するまでの間に参加資格を満たさなくなった事業者が提案したとき。
- ・その他、審査評価に影響を及ぼすような不誠実な行為を行ったとき。

13. 優先交渉権者の選定

選定委員会の審査の結果、評価点の平均が 60 点以上を獲得した事業者の中、最も高い評価点を獲得した事業者を優先交渉権者とし、次点の事業者を次点交渉権者とする。ただし、最も高い評価点を獲得した事業者が 2 以上ある場合は、再度、選定委員会で協議のうえ優先交渉権者を選定する。

14. 第二次審査結果の通知

選定委員会の選定後、企画提案書を提出した全事業者に対し、文書にて通知する。

また、市のホームページにおいて優先交渉権者を公表する。

なお、評価内容及び経過等については公表せず、審査に対する異議申し立ては受け付けない。

15. 契約交渉

優先交渉権者に選定された事業者は速やかに市と契約交渉にあたり、提案内容・契約等の詳細について協議する。双方協議の上で受託者として決定し、本業務委託契約を締結する。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。

16. その他

本件により知り得た市独自の情報や個人情報等は適正に管理し、情報の漏洩や不正使用を行つてはならないものとする。

17. 連絡・提出先

大阪府貝塚市総合政策部政策推進課 担当：南、植山

〒597-8585 大阪府貝塚市畠中 1 丁目 17 番 1 号

電話 072-433-7056 FAX 072-433-7233

E-Mail seisaku@city.kaizuka.lg.jp